計		二、〇三三人	うち、一、一三三人は、警察官とする。
附属機関	皇宮警察本部	九四七人	うち、九〇五人は、皇宮護衛官とする。
	計	一、二三九人	うち、七〇人は、警察官とし、九〇五人は、皇宮護衛官とする。
	平成二十一年九月三十日までの間		
	平成二十一年九月三十日までの間		
	平成二十一年九月三十日までの間		

附　則

この規則は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

告　示

○外務省告示第四百三十五号

平成二十一年二月十九日に東京で署名された日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定について、同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換は、平成二十一年七月二十九日にベルンで行われた。よって、同協定は、その第百五十三条の規定に従い、平成二十一年九月一日に効力を生ずる。

平成二十一年八月十四日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百三十六号

平成二十一年二月十九日に東京で日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定が署名された際、同協定第十条に基づく日本国政府とスイス連邦政府との間の実施取極の署名がスイス連邦政府との間に行われた。

平成二十一年八月十四日

外務大臣　中曽根弘文

（訳文）

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定第十条に基づく日本国政府とスイス連邦政府との間の実施取極

目次

前文
第一章　総則
　第一条　適用範囲及び基本協定との関係
　第二条　定義
第二章　税関手続及び貿易円滑化
　第三条　相互支援
　第四条　情報通信技術
　第五条　危険度に応じた管理手法
　第六条　不正取引の取締り
　第七条　知的財産権
　第八条　情報の交換
第三章　競争
　第九条　目的及び定義
　第十条　通報
　第十一条　執行活動における協力
　第十二条　情報の交換
　第十三条　執行活動の調整
　第十四条　一方の締約国における反競争的行為であって、他方の締約国の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力
　第十五条　執行活動に関する紛争の回避
　第十六条　透明性
　第十七条　協議
　第十八条　情報の秘密性
　第十九条　刑事手続のための情報の使用
　第二十条　両競争当局間の連絡
　第二十一条　雑則
第四章　経済関係の緊密化
　第二十二条　連絡部局
第五章　最終規定
　第二十三条　実施
　第二十四条　改正
　第二十五条　効力発生

前文

日本国政府及びスイス連邦政府は、

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「基本協定」という。）第十条の規定に従って、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　適用範囲及び基本協定との関係

1　この取極は、基本協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める。

2　この取極に別段の定めがある場合を除くほか、基本協定の第一章、第十五章及び第十六章の規定は、この取極について準用する。

3　基本協定第十四章の規定は、この章及び次章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争の解決について準用する。

第二条　定義

この取極の適用上、

(a)　「両締約国」とは、日本国及びスイス連邦（以下「スイス」という。）をいい、「締約国」とは、日本国又はスイスをいう。

(b)　「両締約国政府」とは、日本国政府及びスイス政府をいい、「締約国政府」とは、日本国政府又はスイス政府をいう。

第二章　税関手続及び貿易円滑化

第三条　相互支援

1　両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2　両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開発及び試験、取締りのための新たな装置及び技術の研究、開発及び試験、税関職員の訓練活動並びに税関当局間の人的交流の分野において協力する。

第四条　情報通信技術

1　両締約国政府の税関当局（以下「両税関当局」という。）は、その税関手続における情報通信技術の利用を促進するために協同の努力を払う。

2　両税関当局は、税関手続を改善するため、情報通信技術の利用に関する情報（最良の慣行を含む。）を交換する。